

林地開発許可申請書

令和 4 年 12 月 23 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住 所 東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1号
TUG-Iビル9F
氏 名 SSJメガソーラー70合同会社
代表社員 一般社団法人
SKYホールディングス2
職務執行者 陳 鋭
電 話 03-5275-3470

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	宮城県伊具郡丸森町字石羽51番1 外1筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	(開発行為をしようとする森林の面積 65.6601ヘクタール) 35.8646ヘクタール
開発行為の目的	太陽光発電施設用地の造成
開発行為の着手 予定年月日	許可の日から
開発行為の完了 予定年月日	2022年(令和4年) 6月30日
備 考	別紙の通りとする。

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 3 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。



履歴事項全部証明書

東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1号TUG-1ビル9F
SSJメガソーラー70合同会社

会社法人等番号	0100-03-021466		
商号	SSJメガソーラー70合同会社		
本店	東京都千代田区三崎町二丁目4番1号TUG-1ビル9F		
	東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1号TUG-1ビル9F	平成30年 1月 1日変更	平成30年 1月 4日修正
公告をする方法	官報に掲載している		
会社成立の年月日	平成27年2月10日		
目的	1. 太陽光発電による売電事業 2. 前各号に附帯する一切の業務		
資本金の額	金30万円		
社員に関する事項	業務執行社員	<u>Sky Solar Japan株式会社</u>	平成28年 3月 7日退社
			平成28年 3月22日登記
	業務執行社員	一般社団法人SKYホールディングス2	平成28年 3月 7日加入
			平成28年 3月22日登記
	東京都千代田区三崎町二丁目4番1号TUG-1ビル9F	代表社員	<u>Sky Solar Japan株式会社</u>
	東京都足立区新田一丁目8番23-1303号	職務執行者	陳鋭
			平成28年 3月 7日退任
			平成28年 3月22日登記

東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1号TUG-Iビル9F
SSJメガソーラー70合同会社

	<p>東京都千代田区三崎町二丁目4番1号TUG-Iビル9F 代表社員 一般社団法人SKYホールディングス2</p> <p>東京都足立区新田一丁目8番23-1303号 職務執行者 陳銳</p> <p>東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1号TUG-Iビル9F 代表社員 一般社団法人SKYホールディングス2</p> <p>東京都足立区新田一丁目8番23-1303号 職務執行者 陳銳</p>	<p>平成28年 3月 7日就任</p> <hr/> <p>平成28年 3月22日登記</p> <hr/> <p>平成30年 1月 1日変更</p> <hr/> <p>平成30年 1月 4日修正</p>
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>設立</p>	<p>平成27年 2月10日登記</p>

これは登記簿に記録されている開鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局管轄)

令和 元年11月27日

東京法務局
登記官

羽石研造



整理番号 h931714

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

事務事業の改善のための「事業についての許可状況」

当該行政文書には、SSJメガソーラー70合同会社が各種の事務を処理する際の「事業についての許可状況」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、2枚を非開示とする。

事業計画書

面積	事業区域面積					65.7110 ha	
	開発行為をしようとする森林の面積					65.6601 ha	
	開発行為に係る森林の面積					35.8646 ha	
用地面積 ha	用地の現況 転用後の用途	地域森林計画 対象民有林	地域森林計画 対象外民有林	法定外 道路	河川	計	比率(%)
	施設用地	23.4247				23.4247	36.65
	法面(1:1.5)	4.0664				4.0664	6.19
	法面(1:1.8)	3.5057				3.5057	5.34
	進入路・連絡路	1.1945				1.1945	1.82
	調整池用地	1.8048				1.8048	2.75
	造成森林	1.8685				1.8685	2.84
	小計	35.8646				35.8684	54.58
	一時利用現状復旧			0.0309	0.0200	0.0509	0.08
	小計			0.0309	0.0200	0.0509	0.08
	15年生以下 残置森林	16.7985				16.7985	25.76
	16年生以上 残置森林	12.9970				12.9970	19.78
	小計	29.7955				29.7955	45.34
	計	65.6601		0.0309	0.0200	65.7110	100.00
	比率(%)	99.92		0.05	0.03	100.00	
	林況	樹種及び混合歩合：アカマツ(21)、スギ(4)、その他広葉樹(75) 林 齢：スギ41～60年生、アカマツ1～10年生、41～60年生、広葉樹1～10年生、41～70年生 生育状況：普通					
地地形	地形 標高：100m ～ 380m 平均傾斜度：24度 地形の特徴：比較的急傾斜の丘陵地						
地質	地質時代：中世代 基岩名等：花崗岩 土壌：乾生褐色森林土						
防災工事の設計方針							
土工関係	総切取量：1,508,050 m ³ 最大切取高：30m 切取法面勾配：1.5割 総盛土量：1,337,329 m ³ 最大盛土高：20m 盛土法面勾配：1.8割 残土量＝(切土量×変化率－盛土量)＝1,508,050×0.9－1,337,329＝19,916 m ³ 残土処理の方法：構造物の残土も含め場内で調整し、場外処分は行わない。						

災害防止対策

- ・造成により生じる法面は、切土1:1.5、盛土1:1.8の勾配とし、直高5.0m毎に幅1.5mの小段を設ける。
- ・パネル設置箇所に連続的に設ける法面で、切土と盛土が複合する場合の勾配は1:1.8とする。
- ・切土、盛土法面の表面水処理のため、法面に縦排水、小段に排水路を設置する。
- ・法面の浸食防止のため、切土、盛土法面には種子吹付による植生工を施し、早期緑化を行う。
- ・切土法面が岩質等で種子吹付による根の生育が期待できない場合は、土質に合わせた緑化方法により緑化を行う。
- ・場内の排水計画は、10年確率降雨に対応する排水施設を配置し、場内で集水される雨水を調整池へ導水する。
- ・盛土施工は盛土の安定を図るため、草木の除根、腐植土を除去し、現況地盤の傾斜が1:4.0以上の場合は、幅1m以上、高さ50cm程度の段切りを行う。
- ・まき出し厚30cmごとに建設機械を用いて十分な締固めを行う。
- ・盛土内排水対策として、谷部へ集水管（有孔管Φ150～Φ300）を設置し、現況水路へ接続またはフトンカゴで放流する。また、湧水箇所には、暗渠管（無孔管Φ200～Φ400）を設置し、現況水路へ接続する。
- ・盛土法面法肩および場外に雨水が流出する可能性がある区間には、防災小堤を設ける。
- ・パネル設置区域の地表面についても、表面浸食防止のため種子吹付を行う。
- ・工事中の防災対策として、調整池を先行して設置し、造成工事完了までは沈砂池として使用する。また、沈砂池で濁水を沈殿させた後、場外の不動西川の取水場より下流に放流する。
- ・仮設沈砂池を施工中の状況に合わせ、複数設置する。
- ・2019年の台風等により事業区域内に斜面崩壊が発生している箇所については、工事において調査・検討し適切に対応する。

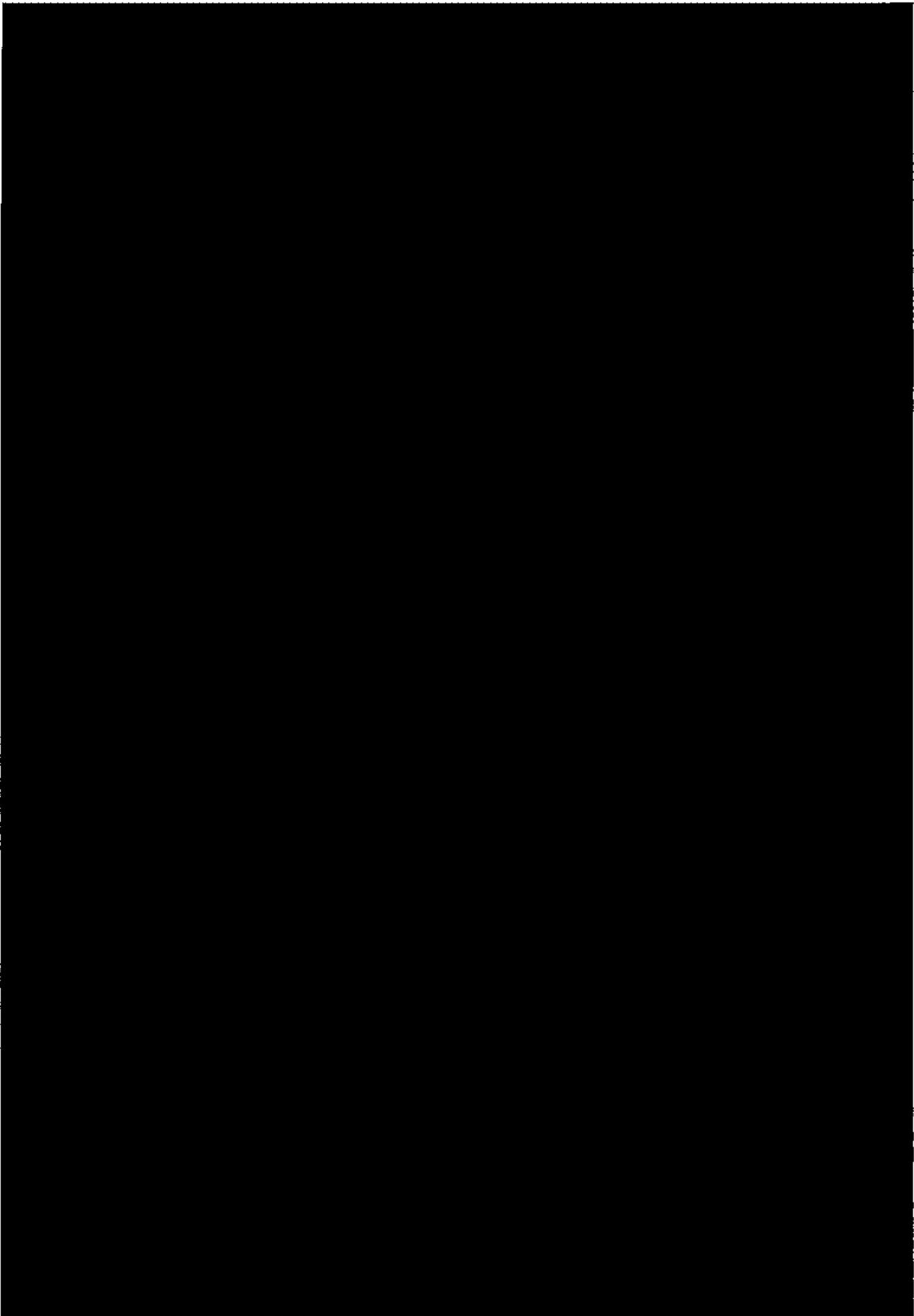
ベンチフリーム 250 : 3,596m	ベンチフリーム 300 : 802m
ベンチフリーム 350 : 1,714m	ベンチフリーム 400 : 456m
ベンチフリーム 450 : 432m	ベンチフリーム 500 : 334m
ベンチフリーム 550 : 459m	ベンチフリーム 700 : 74m
ベンチフリーム 800 : 687m	
NSフリーム 700×700 : 252m	NSフリーム 800×800 : 122m
NSフリーム 900×900 : 211m	NSフリーム 1200×1200 : 109m
NSフリーム 1300×1300 : 109m	NSフリーム 1400×1400 : 109m
NSフリーム 1600×1600 : 217m	NSフリーム 1700×1700 : 109m
NSフリーム 1800×1800 : 226m	NSフリーム 1800×1900 : 177m
落ち蓋式U形側溝 250 : 20m	落ち蓋式U形側溝 300A : 15m
落ち蓋式U形側溝 300B : 5m	落ち蓋式U形側溝 400A : 14m
小段側溝 PU240 : 5,749m	小段縦排水溝 PU240(ソケット付) : 1,842m

	<p>ボックスカルバート 2700×2700 : 21.5m 排水カルバート (高耐圧ポリエチレン管) Φ1650 : 56m 調整池 : 1 箇所 (調整池計画容量 : 40,775m³、堆積土砂計画容量 : 11,486m³) 湧水暗渠管 (無孔管 Φ200) : 290m 湧水暗渠管 (無孔管 Φ400) : 1,610m 造成集水管 (有孔管 Φ150) : 1,530m 造成集水管 (無孔管 Φ300) : 2,850m 横断暗渠管 (ポリエチレンダブブル Φ600) : 120m 仮設排水管 (ポリエチレンシングル Φ500) : 1,090m 仮設素掘水路 (W1500/500×H500) : 2,060m 仮設沈砂池 (造成工事完了時まで調整池流用 10,530 m²×H1.5m) : 1 箇所 仮設沈砂池 (造成工事中 1,000 m²×H1.5m) : 1 箇所 仮設沈砂池 (5m×5m×H1.2m) : 6 箇所 (施工状況に合わせて設置) 流出防止柵 : 170m 防災小堤 : 3,294m</p>
<p>残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進入路を除く事業区域周辺には、30m 以上の残置森林を確保する。 ・ また、30m の残置森林が確保できない場合は、造成森林として、必要に応じて客土を施し、コナラ等を 2,000 本/ha (樹高 1m) の植林を行う。 ・ 法面に造成森林として植林を行う場合は、成形した表面を乱さないように注意し、法表面の土砂が流下する恐れがある場合には土嚢、杭しがら、板柵等で土留め柵を施工し、法面浸食防止対策を行う。また、造成森林を行う範囲についても、種子吹付等により緑化を行う。 ・ 残置森林境界、及び事業区域境界には杭・ポール及びロープやテープなどを使用し管理する。 ・ 施工中及び太陽光発電事業終了までは残置森林及び造成森林への下刈り等を行い、申請者が管理する。 ・ また枯損木は適期に補植又は改植を行う。
<p>一時的利用の場合は利用後の原状回復方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間中は、地番 49-113 地内に仮設進入路を設置し、工事車両の進入経路として使用するが、工事完了後は造成部に植林し、現状回復とする。 ・ 河川横断部は、工事完了後現状復旧とする。
<p>当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況</p>	<p>水道の種類 : 上水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 丸森町には 3 箇所の浄水場があり、今回計画地の近隣に「石羽浄水場」がある。 ・ 石羽浄水場には、「鷲ノ平取水口」と「高柴取水口」がある。 <p>今回計画地近隣の取水場は高柴取水場で、1 日当たり 601m³を取水している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2,686 世帯 (石羽浄水場の取水割合は、約 鷲の平 4/5, 高柴 1/5) (不動西川取水管理者に同意取得済み) <ul style="list-style-type: none"> ・ 水資源依存農地 無 (周辺には、農地はない) ・ 漁業関係に関する影響の有無 無 ・ 防火用水等に関する利用の有無 無

<p>周辺地域への影響及び住民生活への配慮等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業区域への進入道路となる町道石倉線と県道45号との交差点に交通誘導員を適時配置し、町道石倉線を通行する工事車両は徐行運転とする。 ・道路に損傷が生じたときは、申請者が補修工事を行う。 ・造成工事エリアから車両が退出する場合はタイヤの洗浄を行う。 ・外周に残置森林及び造成森林を設けることにより、防音及び防塵対策に努める。 ・外周の残置森林及び造成森林と、造成した法面及び設備用地などの裸地化した箇所には、種子吹付工等により緑化を行うことで、環境及び景観の改変を抑える。 ・事業説明会を開催し、地元住民の理解を得る。 <ul style="list-style-type: none"> ①令和2年3月1日 上滝行政区役員委員説明会開催 ②令和2年7月19日 丸森町民説明会開催 ③令和2年7月19日 阿武隈川漁業協同組合との協議会開催
<p>その他特に配慮した事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中は、地番49-113地内に仮設進入路を設置し、工事車両の進入経路として一時利用とするが、工事完了後は植林により現状回復とするため、地番49-113地内の森林は、森林率に含めないものとしている。 ・工事中の排水は、沈砂池から仮設排水管を不動西川の取水場下流まで配置し、放流する。 ・工事完成後の開発区域内の排水は、調整池を經由して不動西川の直近へ放流し、仮設排水管を撤去する。 ・町の開発協定において、水道水源地を土砂で阻害した場合は、申請者が復旧する。 ・伐木、伐根等は、産業廃棄物として「廃棄物処理法」、「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を厳守し、適正に処理する。 ・林地開発完了後の太陽光発電施設は、SSJメガソーラー70合同会社が維持管理を行い、施設区域内の巡視・点検を原則週1回、地震時、台風時、大雨などの異常時は、その都度巡視する。 ・事業期間終了後は発電設備の撤去、解体を実施する。 ・撤去、解体においては分別を実施し、リユース、リサイクル可能なもの以外は産業廃棄物として法令を遵守し、適正に処理する。 ・土地については、撤去後放置することなく、緑化する。 ・事業期間終了し土地を返却した後、最低2年間はSSJメガソーラー70合同会社が調整池を維持管理し、以後は徐々に調整池を縮小させていく。 ・事業期間が終了し土地を返却した後、SSJメガソーラー70合同会社が植林等を行い、事業実施前の状態に原状回復する。

事務事業の改善のための「資金計画書」

当該行政文書には、SSJメガソーラー70合同会社が各種の事務を処理する際の「資金計画書」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、3枚を非開示とする。

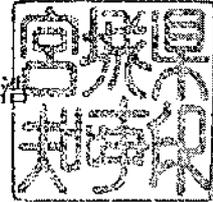


...the ...

河第 607号
令和2年11月16日

SSJメガソーラー70合同会社
職務執行者 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



防災調整池設置に関する協議について（回答）

令和2年11月5日付けで協議のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

当該開発行為（A＝35.86ha）に係る防災調整池設置計画については、異議ありません。

項目	指示事項
	指示事項なし 開発地：伊具郡丸森町字石羽 事業名：（仮称）丸森町太陽光発電所

担 当：土木部河川課企画調査班 田名部
連絡先：022-211-3173 / F A X：022-211-3196,3197
住 所：980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
E-MAIL：kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp（班代表）

丸 農 第 5 2 6 号
令和 2 年 1 1 月 5 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿
(大河原地方振興事務所林業振興部扱い)

丸森町長 保科 郷雄



林地開発許可の申請に対する意見について (回答)

令和 2 年 1 月 24 日付け大振第 2385 号で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

申請者名 : SSJメガソーラー70 合同会社
代表社員 一般社団法人 SKY ホールディングス 2
職務執行者 陳 鋭

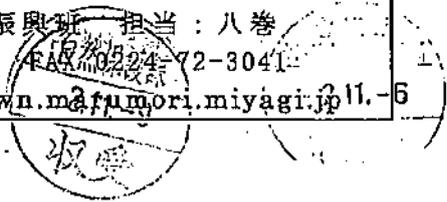
申請事業地 : 宮城県伊具郡丸森町宇石羽 51 番 1 の一部

林地開発許可申請に対する意見 あり なし

意見 :

1. 発電事業計画を対象地区内で理解してもらえるよう、事業計画等の概要の周知に努めること。また、雨水の処理に係る調整池や雨量に係る計算結果、工事計画についても併せて周知すること。
2. 造成に当たっては、気象状況を常に監視しながら作業を行い、災害の未然防止に努めること。また、台風や大雨及び地震発生時等は巡回点検を確実にを行い、異常等を認めた場合は速やかに対処すること。また、対処にあたり、必要に応じ町、警察等の関係機関との連絡調整を図ること。
3. 作業路や運搬路等の損傷や汚れ等については常に監視を行い、異常等を認めた場合は速やかに対処すること。また、上記 2 と同様の対処も検討すること。
4. 傾斜のある法面及び切土面の種子吹付は、定着しない恐れがあるため工法に配慮すること。
5. 二次災害防止等の観点から、開発における最終形にこだわらず、事前の防護措置として仮沈砂池等の設置を行うなどの措置を講じ作業を実施すること。また、設置後は常に点検を実施し適切な管理を行うこと。また、土砂等が道路や河川等に流出しないよう確実な管理を行うこと。
6. 開発許可区域下部には民家等があるため、騒音や振動にも十分注意し事業を進めること。
7. 開発許可区域が県立自然公園第 3 種特別地域に隣接していることから、この地域に影響がないように対処すること。

〒981-2192 丸森町宇鳥屋 120
丸森町農林課林業振興班 担当 : 八巻
電話 0224-72-2146 FAX 0224-72-3041
Mail : rinshin@town.marumori.miyagi.jp 11-6



宮城県知事 村井 嘉浩 殿

申請者

SSJメガソーラー70合同会社

代表社員 一般社団法人丸森ホールディングス2

職務執行者 陳 銳

申請事業地

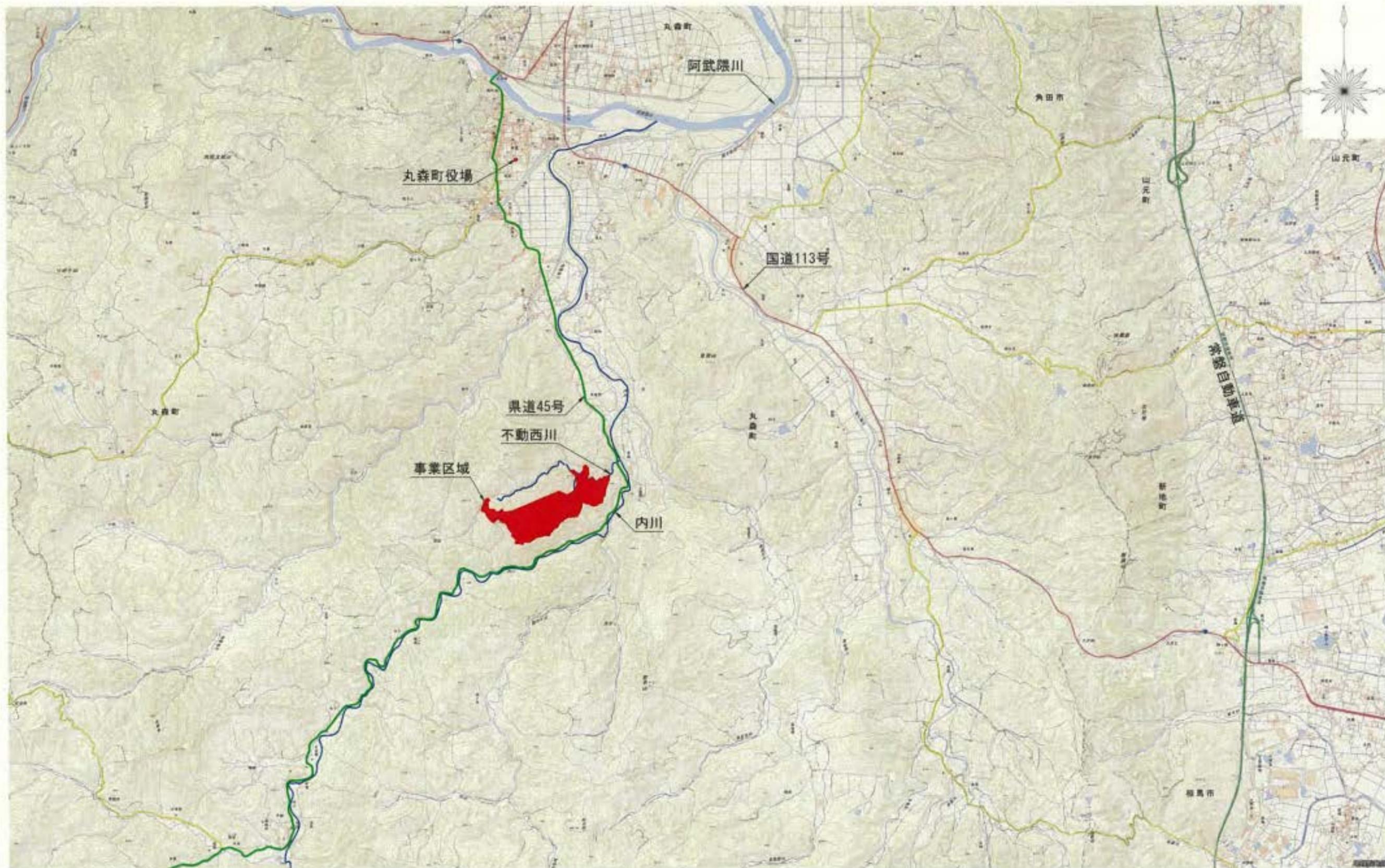
宮城県丸森町宇石羽51番1の一部

丸森町林地開発許可の申請に対する意見書の回答書

林地開発許可の申請に対する意見について(回答)(令和2年11月5日付 丸農第526号)に対する回答は下記のとおりです。

	丸森町意見	事業者回答
1	発電事業計画を対象地区内で理解してもらえよう、事業計画等の概要の周知に努めること。また、雨水の処理に係る調整池や雨量に係る計算結果、工事計画についても併せて周知すること。	地元住民の方には、発電事業計画を理解して頂くように説明等周知に努めます。また、雨水等に係る計算結果及び工事計画に関しても併せて周知するように努めます。
2	造成に当たっては、気象状況を常に監視しながら作業を行い、災害の未然防止に努めること。また、台風や大雨及び地震発生時等は巡回点検を確実にし、異常等を認められた場合は速やかに対処すること。また、対処に当たり、必要に応じて町、警察等の関係機関との連絡調整を図ること。	造成工事施工中は、気象状況を監視し、災害防止に努めます。また、台風や大雨及び地震発生時等は巡回点検を実施し、異常が発生した場合には速やかに対処するとともに、必要に応じて丸森町、警察等関係機関と連絡調整を図ります。
3	作業路や運搬路等の損傷や汚れ等については常に監視を行い、異常等を認められた場合は速やかに対処すること。また、上記2と同様の対処も検討すること。	作業路や運搬路等の損傷や汚損等の状況を監視致します。また、異常が発生した場合には速やかに対処するとともに、必要に応じて丸森町、警察等関係機関と連絡調整を図ります。
4	傾斜のある法面及び切土面の種子吹付は、定着しない恐れがあるため工法に配慮すること。	法面及び切土面の種子吹付は、工法に配慮し施工致します。
5	二次災害防止等の観点から、開発における最終形にこだわらず、事前の防護措置として仮沈砂池等の設置を行うなどの措置を講じ作業を実施すること。また、設置後は常に点検を実施し適切な管理を行うこと。また、土砂等が道路や河川等に流出しないよう確実な管理を行うこと。	造成工事施工中は、進捗に合わせて仮沈砂池等を適宜設置し、防災に努めます。また、設置した防災設備は点検等により適切に管理致します。
6	開発許可区域下部には民家等があるため、騒音や振動にも十分注意し事業を進めること。	騒音や振動測定機器を設置し十分注意の上事業を進めます。
7	開発許可区域が県立自然公園第3種特別地域に隣接していることから、この地域に影響がないように対処すること。	隣接している県立自然公園第3種特別地域に影響がないように対処致します。
8	宮城県阿武隈川漁業協同組合等の本件開発行為の施行に係る利害関係者から同意を得られるよう努めること。	権利保有者につきましては、宮城県阿武隈川漁業協同組合から開発事業により水質汚濁が発生した場合の、漁業への影響に対する補償について、協議の申し入れがあり協議を実施致しました。弊社事業による水質汚濁に起因する影響に関しては事業者が補償する旨を回答し、協議が完了しております。

位置図 S=1:50,000 (A3)



17ページ

区域図

S=1:8,000 (A3)



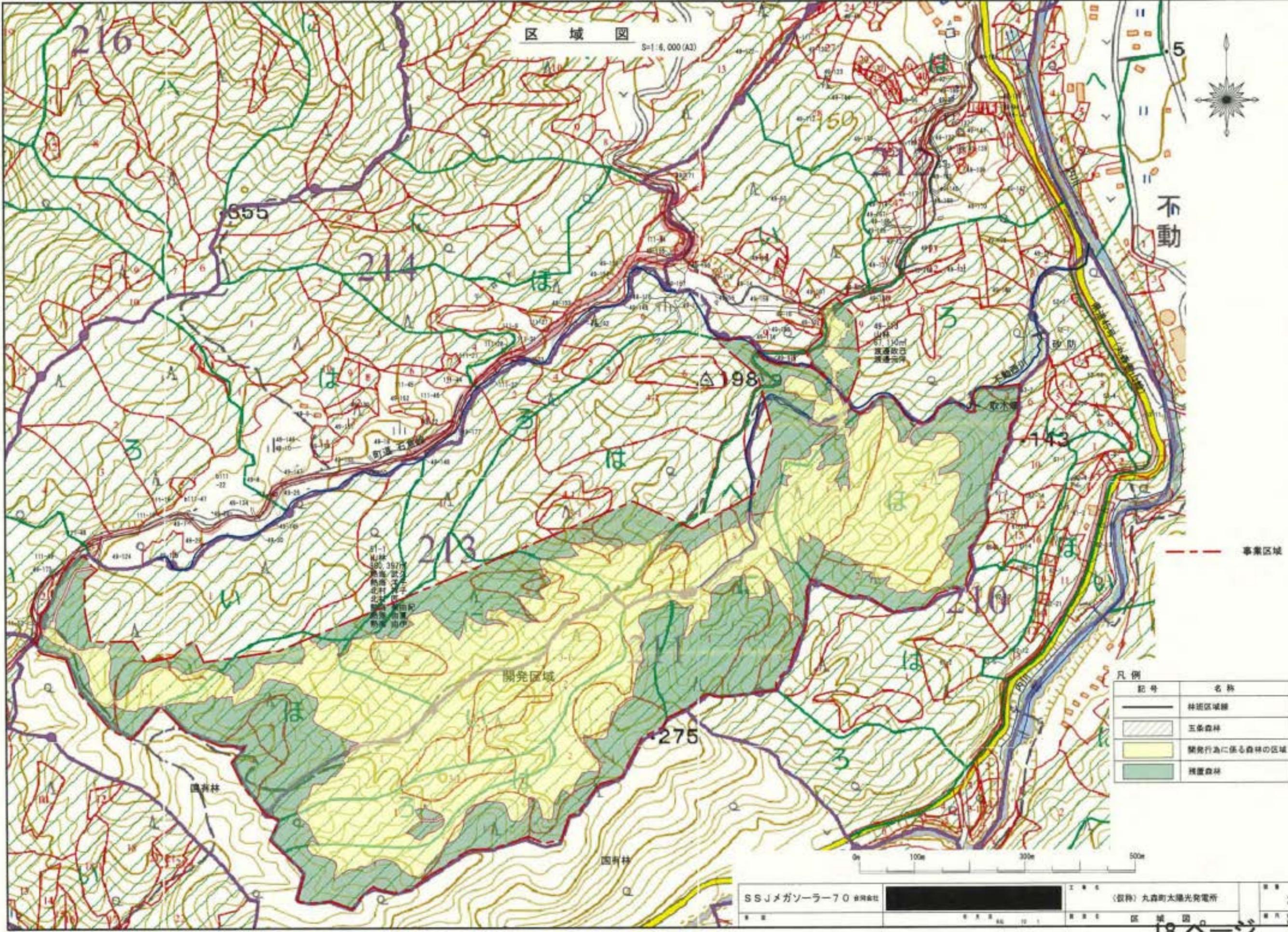
不動

事業区域

凡例

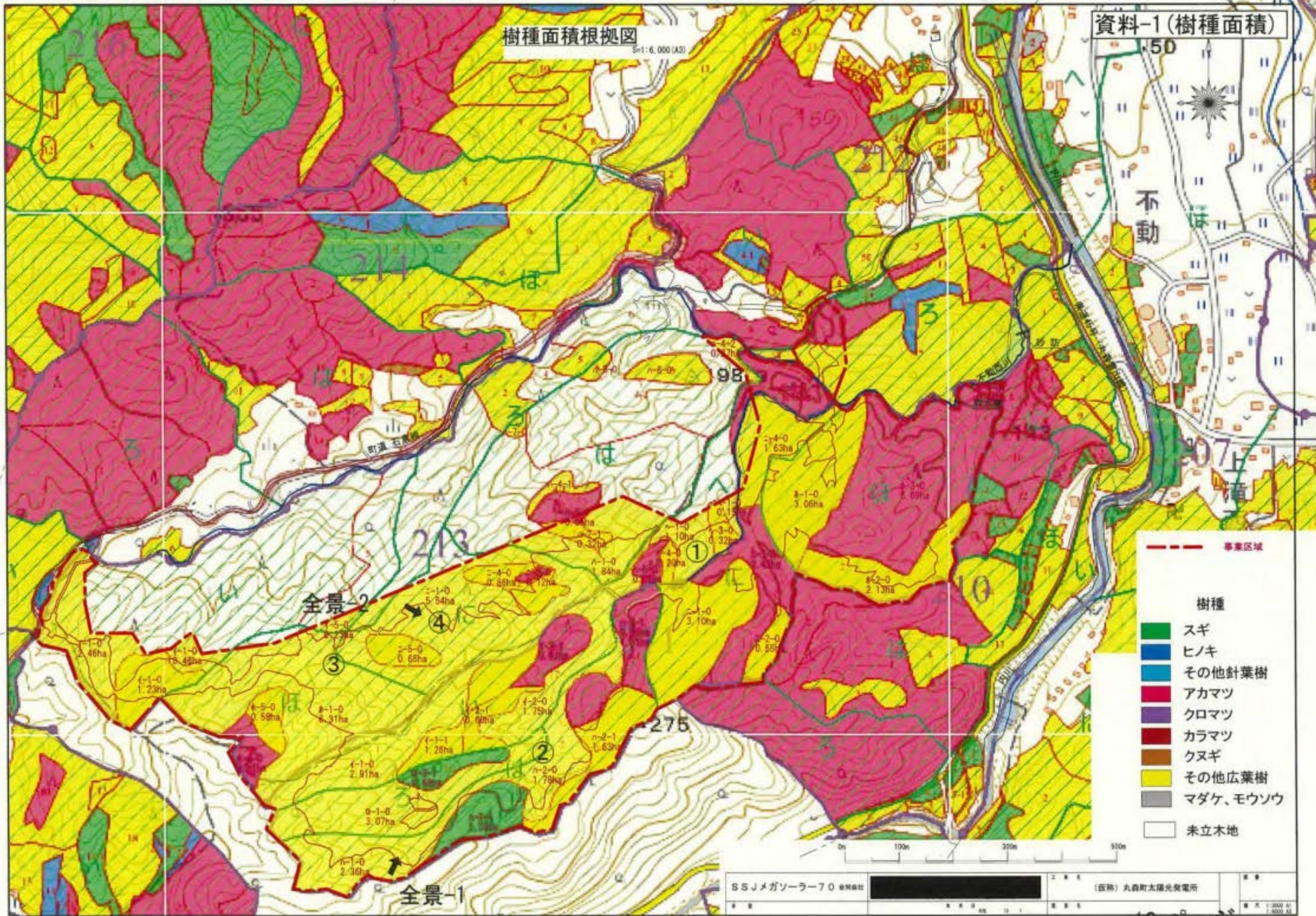
記号	名称
	林道区域線
	三条森林
	開発行為に係る森林の区域
	残置森林

0m 100m 300m 500m



樹種面積根拠図
S=1:6,000(A3)

資料-1(樹種面積)



- 事業区域
- 樹種
- スギ
 - ヒノキ
 - その他針葉樹
 - アカマツ
 - クロマツ
 - カラマツ
 - クスギ
 - その他広葉樹
 - マダケ、モウソウ
 - 未立木地

SSJメガソーラー70 発電所 (仮称) 丸森町太陽光発電所